

児童手当制度改正（拡充）のお知らせ

～児童手当制度が令和6年10月分から変わります～

変更点

主な変更内容は下表のとおりです。

主な変更	改正（拡充）前 令和6年9月分まで	改正（拡充）後 令和6年10月分から
支給対象	中学校修了前までの児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）を 養育している方	高校生年代までの児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）を 養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満 一律：15,000円 ● 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ● 中学生 一律：10,000円 ● 所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円 （特例給付） ● 所得上限限度額以上：支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ● 3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給月	年3回（各前月までの4ヶ月分を支払） 10月分～1月分…2月 2月分～5月分…6月 6月分～9月分…10月	年6回（各前月までの2ヶ月分を支払） 10・11月分…12月 12・1月分…2月 2・3月分…4月 4・5月分…6月 6・7月分…8月 8・9月分…10月 <small>※支給月の10日 （銀行休業日は その直前営業日） に振り込みます。</small>
多子加算の 算定対象 (カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 十 高校生年代までの児童の兄弟等で次の子を追加 児童手当受給者に経済的な負担等がある 18歳年度末以降から22歳年度末までの子

今回の改正により、手続きが必要な方

添付書類を確認し、窓口での手続きをお願いします。
 手続き確認フローチャートは、美郷町ホームページに
 掲載しています。

手続きが必要な方	手続き方法・提出書類
①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の 児童を養育している方 ②所得上限限度額超過で児童手当（特例給付）の支給 対象外である方	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当認定請求書 【必要な添付書類】 ・本人確認書類（マイナンバーカード又は免許証） ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し ・請求者の保険証の写し（国民健康保険の場合は不要）
③新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降 22歳年度末までの子と高校生年代までの児童の合 計人数が3人以上の方 ★新たに児童手当の対象となる方だけでなく、現在、 受給中で該当する方も提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当額改定認定請求書 ●監護相当・生計費の負担についての確認書
④支給対象となる高校生年代の児童の住所が美郷町に ない方	<ul style="list-style-type: none"> ●別居監護申立書 【必要な添付書類】 ・児童の住民票

（裏面に続く）

受給資格者（請求者）について

美郷町に住所を有している方で、高校生年代までの児童を養育している方

※父母がともに児童を養育している場合は、原則として、恒常的に所得の高い方（生計中心者）が、手当の受給資格者になります。

受付期間 令和6年8月1日（木）から ※町民生活課・北郷地域課・南郷地域課にて

改正（拡充）で新たに対象となる方の
手続きの期限

令和6年11月15日（金）まで
[最終期限] 令和7年3月31日（月）

手続き書類を令和6年11月15日（金）までにご提出ください。

この期限までに「児童手当認定請求書」の提出がない場合（*新規で手当が認定される方）は、令和6年10・11月分の手当の支給月は12月ではなく、令和7年1月以降になります。同様に、「児童手当額改定認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正（拡充）後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

なお、改正（拡充）に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及して手当の支給・多子加算の適用はできません（手当の支給・多子加算の適用は、認定請求や確認書を町で受け付けした月の翌月分からとなります）。

手続きが不要で、支給額及び支給期間が変更となる方

- ・所得制限により、特例給付を受給している方
- ・高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の児童を養育している世帯で、町の保有する受給者情報に当該児童の登録がある方
- ・3人以上の児童を養育し、すでに多子加算により、第3子以降の児童の手当額が増額となっている方（大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のお子さんを養育していない方）
- ・児童手当（特例給付）を受給している方のうち、養育している児童が2人以下で、いずれも中学校修了前の児童の場合等、制度改正により手当額に増減がない方

⇒ 支給額が変更となる方には令和6年12月上旬に手当額改定（増額）の通知をお送りします。

公務員の方

児童の保護者（生計中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。今回の改正（拡充）に伴う手続きは、町ではなく勤務先（所属庁）で行ってください。なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問い合わせください。

その他

- ・令和6年9月30日以前に町から転出する場合は、転入先の自治体で手続きを行ってください。
- ・制度改正に伴い、これまで支給月に送付していた「支払通知書」は廃止となります。

問い合わせ先 美郷町役場 町民生活課（TEL：0982-66-3604）

【美郷町ホームページ】
児童手当制度改正（拡充）のお知らせ

URL：<https://www.town.miyazaki-misato.lg.jp/kiji0031037/index.html>

